

令和8年第1回足寄町議会定例会議事録（第3号）

令和8年3月16日（月曜日）

◎出席議員（13名）

1 番	早瀬川	恵 君	2 番	井 脇	昌 美 君
3 番	榊 原	深 雪 君	4 番	矢 野	利恵子 君
5 番	田 利	正 文 君	6 番	高 橋	健 一 君
7 番	木 村	明 雄 君	8 番	細 川	勉 君
9 番	川 上	修 一 君	10 番	進 藤	晴 子 君
11 番	多治見	亮 一 君	12 番	二 川	靖 君
13 番	高 橋	秀 樹 君			

◎欠席議員（0名）

◎法第121条の規定による説明のための出席者

足 寄 町 長	渡 辺 俊 一 君
足寄町教育委員会教育長	東海林 弘 哉 君
足寄町代表監査委員	川 村 浩 昭 君

◎足寄町長の委任を受けて説明のため出席した者

副 町 長	丸 山 晃 徳 君
総 務 課 長	佐々木 康 仁 君
まちづくり推進課長	赤 間 恵 一 君
こども・健康課長	石 川 建 祐 君
高齢者支援課長	林 俊 英 君
住民・出納課長	金 澤 眞 澄 君
農 林 課 長	加 藤 勝 廣 君
建 設 課 長	森 岡 彰 寿 君
国民健康保険病院事務長	原 田 慎 一 君
消 防 課 長	大竹口 孝 幸 君

◎教育委員会教育長の委任を受けて説明のため出席した者

教 育 次 長	丸 山 一 人 君
---------	-----------

◎農業委員会会長の委任を受けて説明のため出席した者

農 業 委 員 会 事 務 局 長	（加 藤 勝 廣） 君
-------------------	-------------

◎職務のため出席した議会事務局職員

事 務 局 長	角 野 慎 一 君
事 務 局 次 長	飯 野 真 有 君
総 務 担 当 主 査	遠 藤 浩 一 君

◎議事日程

- | | |
|---------|---|
| 日程第 1 | 一般質問＜ P 3 ～ P 2 6 ＞ |
| 日程第 2 | 議案第 1 9 号 令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 1 3 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 3 | 議案第 2 0 号 令和 7 年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 4 | 議案第 2 1 号 令和 7 年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第 3 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 5 | 議案第 2 2 号 令和 7 年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第 5 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 6 | 議案第 2 3 号 令和 7 年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第 7 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 7 | 議案第 2 4 号 令和 7 年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 3 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 8 | 議案第 2 5 号 令和 7 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第 6 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 9 | 議案第 2 6 号 令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 8 号）＜ P 2 6 ～ P 3 5 ＞ |
| 日程第 1 0 | 議案第 2 7 号 令和 8 年度足寄町一般会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 1 | 議案第 2 8 号 令和 8 年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 2 | 議案第 2 9 号 令和 8 年度足寄町簡易水道特別会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 3 | 議案第 3 0 号 令和 8 年度足寄町介護保険特別会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 4 | 議案第 3 1 号 令和 8 年度足寄町介護サービス事業特別会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 5 | 議案第 3 2 号 令和 8 年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 6 | 議案第 3 3 号 令和 8 年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 7 | 議案第 3 4 号 令和 8 年度足寄町上水道事業会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 8 | 議案第 3 5 号 令和 8 年度足寄町下水道事業会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |
| 日程第 1 9 | 議案第 3 6 号 令和 8 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算＜ P 3 5 ～ P 4 3 ＞ |

午前10時00分 開議

◎ 開議宣告

○議長（高橋秀樹君） おはようございます。

全員の出席であります。

これから、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 議運結果報告

○議長（高橋秀樹君） 議会運営委員会委員長から、会議の結果の報告を願います。

議会運営委員会委員長 進藤晴子君。

○議会運営委員会委員長（進藤晴子君）

3月12日に開催されました、第1回定例会に伴う議会運営委員会の協議の結果を報告いたします。

本日、3月16日は、昨日に引き続き、一般質問を行います。

次に、議案第19号から議案第26号までの令和7年度補正予算の提案説明を受けた後、即決で審議いたします。

次に、議案第27号から議案第36号までの新年度予算案の提案説明を受けた後、予算審査特別委員会を設置し、会期中の審査といたします。

以上で、報告を終わらせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、議会運営委員会委員長の報告を終わります。

◎ 一般質問

○議長（高橋秀樹君） 日程第1 3月12日に引き続き、一般質問を行います。

10番進藤晴子君。

（10番進藤晴子君 登壇）

○10番（進藤晴子君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問通告書に従い一般質問を行います。

件名、水道事業の財政見通しと技術体制の持続可能性について。

水道は、人々の暮らしを支える最も重要な社会インフラであり、安心・安全で安定した水の供給は行政の重要な責務です。

しかしながら、近年は施設や管路の老朽化、人口減少による料金収入の減少、技術職員の確保困難、ますます頻発化・激甚化する自然災害など、全国的に水道事業を取り巻く環境は厳しさを増しています。

水道行政は、令和6年に厚生労働省から国土交通省と環境省に所管が替わり、水道の広域化と民営化を推し進めていますが、課題は多いようです。

自然豊かで広大な足寄町において、水道を次世代に守り継ぐために、上水道及び簡易水道について以下の点を伺います。

1、施設・管路の老朽化について。

・管路や浄水施設の法定耐用年数の到達状況。

・更新計画の進捗状況。

2、水需要（給水人口、総配水量と有収水量）の推移。

3、広域化と民間委託の状況。

4、維持管理費及び更新費用の現状と今後の財政見通しについて。

・今後、10年間の更新費用総額は。

・料金改定の必要性。

・起債残高の推移。

5、職員の確保及び技術継承の体制について。

・民間委託による影響は。

6、災害時の応急給水体制の整備状況について。

7、今後の水道事業の在り方について。

・上水道と簡易水道の統合・企業会計移行の効果。

・将来を見据えた持続可能な水道経営の方針。

・水道DXの進捗状況。

以上です。

○議長（高橋秀樹君） 答弁、渡辺町長。

○町長（渡辺俊一君） 進藤議員の「水道事業の財政見通しと技術体制の持続可能性

について」の一般質問にお答えします。

1点目の「施設・管路の老朽化」についてですが、水道用構築物の耐用年数は、公営企業法施行規則において、配水管は40年、浄水・配水設備は60年と規定されています。

令和6年度末時点における本町の上水道の管路延長約100キロメートルのうち、約34キロメートルが耐用年数を経過しており、浄水施設については整備後58年が経過しています。

また、簡易水道については、管路延長約25キロメートルのうち、上利別地区以外は整備後更新を行っていないため、約21キロメートルが耐用年数を経過していますが、浄水・配水施設5か所は耐用年数を経過しているものではありません。

老朽化施設の更新計画については、総合計画において、上水道は令和16年度までに約6キロメートルの敷設替え及び移設を予定しており、令和7年度末までの敷設替え及び移設等の延長は約1.3キロメートルとなっています。

浄水施設については、令和8年度より常盤浄水場の耐震化改修工事に伴う詳細設計の実施を予定しています。

簡易水道については、現段階で更新計画はありません。

2点目の「水需要の推移」ですが、上水道は、令和5年度末の給水人口が4,770人、令和5年度の総配水量が約57万4,000立方メートル、有収水量が約47万立方メートル、令和6年度末の給水人口が4,683人、令和6年度の総配水量が約56万8,000立方メートル、有収水量が約46万3,000立方メートルとなっており、人口減少に伴い、総配水量及び有収水量ともに減少しています。

簡易水道は、令和5年度末の給水人口が160人、令和5年度の総配水量が約3万9,000立方メートル、有収水量が約2万8,000立方メートル、令和6年度末の給

水人口が140人、令和6年度の総配水量が約3万9,000立方メートル、有収水量が約2万7,000立方メートルとなっており、こちらも人口減少に伴い、総配水量及び有収水量ともに減少しています。

3点目の「広域化と民間委託の状況」ですが、上水道及び簡易水道の配水区域が近隣自治体の配水区域に近接していないことから、広域化は行っていない。

また、上水道、簡易水道ともに施設維持及び検針業務を民間委託しています。

4点目の「維持管理費及び更新費用の現状と今後の財政見通し」ですが、維持管理費として、令和6年度の上水道事業会計における営業費用が約1億2,160万円、簡易水道特別会計における総務費及び施設費の合計額は約2,580万円となっています。

また、今後10年間の更新費用として、第7次総合計画における上水道は約7億4,000万円を見込んでおり、簡易水道については現段階で更新計画はありません。

水道料金改定の必要性ですが、上水道、簡易水道ともに給水人口の減少と人件費や物価の上昇が予想されることから、安定した水の供給を行うためには、料金の改定は必要になると考えており、改定期間については、今後の状況を踏まえながら検討してまいります。

なお、起債残高の推移ですが、上水道事業については、配水管や施設の耐震化工事等を予定しており、第7次総合計画どおりの事業を実施した場合、令和7年度末の起債残高は約1億9,700万円ですが、令和8年度から起債残高が増え、令和17年度末には約3億円になる見込みです。

簡易水道については、現段階で更新計画がないことから、令和7年度末には約7,900万円となり、以降、起債の償還により残高は減少する見込みです。

5点目の「職員の確保及び技術継承の体制」ですが、現状では安定した水の供給を

行うための最低限の技術職員を確保できていますが、ノウハウの継承を行うため、今後も必要な技術職員の確保に努めてまいります。

なお、施設等の実施設計については、専門的で高度な技術力を要することから、必要に応じて民間委託したいと考えています。

6点目の「災害時の応急給水体制の整備」ですが、本町では足寄町上下水道事業業務継続計画を策定し、災害発生時における上下水道機能の継続や、早期復旧のため、平時から災害に対する備えを行っています。応急給水体制としては、1トンタンク3基、3トンタンク1基、応急給水セット2セット、運搬車両2台、給水袋500枚を保有しています。

7点目の「今後の水道事業の在り方」ですが、上水道と簡易水道の統合・企業会計移行の効果として、会計処理を同一のシステムで行うことにより、業務の省力化やコスト削減、資金面の流動性の確保が図られるものと考えています。

将来を見据えた持続可能な水道経営の方針については、上水道、簡易水道ともに経営戦略を策定しており、必要に応じて見直しを行いながら、施設の更新や事業の運営に必要な経費を踏まえた水道料金の設定と改定時期について検討していきます。

水道DXの進捗状況については、管路の適正な管理を行うため水道台帳の電子化を行っているほか、施設で異常が発生した場合には、職場のコンピューターや職員等のスマートフォンに警報が入るよう計装設備を整備しており、365日24時間体制で異常状況を把握し、対応できるようにしています。

町としましては、今後も施設の維持管理等を適切に行い、町民の日常生活に不可欠な水道水の安定供給に努めてまいりますので、御理解と御協力を賜りますようお願い申し上げます、進藤議員の一般質問に対する答

弁とさせていただきます。

○議長（高橋秀樹君） 再質問を許します。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 再質問をさせていただきます。

まず、1点目の施設・管路の老朽化についてというところですが、管路や浄水施設の法定耐用年数の到達状況ということで御答弁いただきました。

配水管については40年、施設に関しては60年ということですが、配水管40年という期間をいろいろ調べると、自治体によってはもう70年というふうに考えているところもありますし、40年で替えるということはほぼないというような感じの調べた結果でした。

法定耐用年数の考え方は足寄町としてはどのように考えていらっしゃるでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 森岡建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

法定耐用年数につきましては、先ほどの答弁にございましたように、水道の法令等で定められている年数でございまして、実質、各自治体、議員の仰せのとおり、40年にこだわって敷設替えを必ずしなければならないということを考えておりません。

本町としましては、先ほど申しましたように、100キロメートルほどある管の中で、年数が40年を経過している管路が30数キロメートルあるとお答えをしておりますけれども、それも実際全てが全て直近で改修しなければならないということではなく、漏水が多い区間だとか、そういったところを厳選して改修をされている状況でございますので、年数を40年ということにこだわって改修をするということは考えている状況ではございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

老朽化といっても耐用年数が何年たったということは分かるにしても、実際にその管が老朽化しているというのは地下にあるので分からないわけですね。そこが本当に同じときに工事をしたにしても、地盤によっては一つのほうはもしかしたら50年、60年の老化をしているかもしれないけれども、もしかしたら40年いっていかかもしれない。それは分からないということですね。ですので、実際漏水したところから、まずは積極的にやっていくということ。

一応、経営戦略のほうを中心に読ませてもらいましたが、上水道の配水管の敷設替えなどの配水管更新事業について、これでは、令和2年になっていたものですが、年間で2,000万円から3,000万円というふうに書いてあります。計装装置更新事業には年間500万円程度ということで予定はされているみたいですが、私がこれを見て思ったのは、実際老朽化しているかどうかは分からないわけだから、要はお金がそれほどあるわけではないし、多額のお金がかかるので、年間このぐらいまでは出せますよという分だけ計画的にできる工事はやっていっているのかなと思ったのですが、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

老朽管の敷設替えの工事の金額については、現在、当町として考えているところですが、大体年間2,000万円程度を目安に配水管の更新を行っていきたいというふうな考えで計画をしているところですが。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 今、計画も評価

の時期というふうにお話を聞いておりますので、またしっかりした評価が出てくるとは思います。2,000万円ということは、令和2年に立てた計画とさほど変わっていないと思うのですが、この物価高騰している中で金額が変わらないということは、どんどん工事のできる管路が短くなっていくということでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

金額を目安としておりますので、その管種、管径だとかで工事費も変わります。そういったことで目安的な部分を2,000万円程度と考えておまして、当然、ある程度の区間を整備しなければならないとなりますと、計画上も金額はばらつきが出てくる状況になります。そういった形でやっておりますので、物価高騰だとか、そういった部分についてもある程度見ながら、ただ、企業会計として出せる金額という目安として、大体2,000万円ということで考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

この計画の立て方が本当であれば、AIやいろいろな先進の技術を使って、上空からでもいいですし、老朽化したところが分かるのであれば、そういうものを使えば、本当なら老朽化したところからどんどん、予防保全という考え方ですか、老朽化して壊れたところを直すのではなくて、それは事後保全ですね。そうではなくて、予防保全のやり方が本当であれば一番お金もかからなくていいのだけれども、そういう技術は今のところないので、事後保全の考え方でやっていくということですね。分かりました。

後で、漏水のことは、漏水チェックに関して詳しくお伺いします。

上水道は管路延長約１００キロメートルのうち３４キロメートルが耐用年数を経過しているということで、もっと長いのかなと思っていたのですが、思っていたよりは短い。

全国で今の状況で各自治体が工事をやっていったとすると、全部今の老朽化したものを取り替えるには１５０年かかると、どういう計算なのかはよく分かりませんが、でも。だから、今、足寄町がやっている漏水とか、そういう壊れたところからまずはやって、そのほかの老朽化して耐用年数を超えているところを少しずつやっていくという、それが現実的なのだなと私は捉えました。

簡易水道について、簡易水道のところで２１キロメートルが耐用年数を経過していると御答弁いただきました。ですが、簡易水道については、現段階では更新計画はないと。管路は石綿管ですか、石綿管は事前にもう取り替えたということなので、それ以外が２１キロメートルということだと思います。これはどうして更新計画はこの１０年の中に入れてこないのかお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

簡易水道の更新計画が今ないという部分でございますが、簡易水道につきましては、受益戸数が少ないという部分と、それに比して管路も長いという状況がございます。そういった部分を加味して、今漏水が起きたところを、先ほど申しました、事後保全という形で整備をしていっているということで、上水道もそうなのだと思います。耐用年数が来たから全部をやるということはなかなか難しい。そして、管によっては、法定耐用年数以上にやはりもつということもありますので、そういった部分を加味しながら、漏水が起きたところを改修していくというような形で今考えています

ので、そういった全体の更新計画を今現在には持っていないというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） １０番進藤晴子君。

○１０番（進藤晴子君） 分かったような、分からないようなのですが、もしかしたら戸数のことがありますけれども、簡易水道の戸数が少ないところはもしかしたら人がなくなるかもしれないとか、そういう長期的なことを踏まえてということですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

長期的なことを考えてという部分も若干ございます。確かに給水戸数が少ない簡易水道もございますので、そういったところで、長い延長を管路更新したとしても、その後給水の量が少ないというような状況になると、その部分をほかの改修だとか、そういったところという部分もやはり出てきますので、そういった意味では、やはり漏水が起きて、区間的に老朽化が激しいと思われるところを改修して直していくというような形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） １０番進藤晴子君。

○１０番（進藤晴子君） 分かりました。

では、漏水のことについてお伺いいたします。

漏水件数は大体年間どのくらいありますか。あと、もし道路の陥没というものがあつたとしたら、何件ぐらいあつたか教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

本管の漏水と給水管の漏水等がございま

す。個数は大変申し訳ありません、正確なものは今持ち合わせていないのですが、本年度の漏水管の修繕という部分で、配水管部分で2か所ほどあったかと記憶しております。あと、給水管というか、個人のお宅ですね、給水管の部分も3件ほどあったかと考えております。

そういった中で、陥没というお話がございました。道路の陥没は若干配水管の部分では、歩道だとか、そういったところが陥没したというような事象はありましたが、新聞だとかで報道されるような人が落ちるだとか、そういった大きな陥没にまでは至っていません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 少し道路がへこんだというぐらいですね。それは、その後の話は私たち聞いていないのですけれども、要は配水管とか水道管自体がそこから漏水して、それで落ちたということですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

水道管から水が漏れていきますと、当然周りが飽和状態になります。そういった部分で細かな隙間が土の中にはあるのですが、そういったものがだんだん水で流れたりすることによって隙間が埋まっていく、そういった中で地盤が落ちると、くぼむというようなことが発生するというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

やはり水道管によるものの原因で陥没が起こったけれども、それほど大きなものではなかったということで、もう既に修理はしているということですね。分かりまし

た。

それで、漏水件数が今のお話の中では5件、この寒冷地で、私はもっと多いのかなと思ったのですけれども、年間大体いつもこのぐらいの件数なのですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えします。

給水管等の状況だとかもいろいろありますので、全部が全部、漏水が何件かということでは把握しておりませんけれども、年間大体四、五件あるかと記憶してございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

これは、漏水が起こったということが、町民から連絡があって、それで見たら、やはり漏水が起こっていたというふうに捉えてよろしいですか。

それとも、流量がどんどん減ってきて、出したものと届くものの差が激しいので、もしかしたら漏水かもしれないということで業者が入ってチェックをしたらやはり漏水だったということでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

原因というか、発生の発見の理由としては、やはり道路の表面に水が出てきているという部分、水が出てきて、なおかつ陥没というか、若干くぼみができると、陥没するというような事象が出ているというようなところから、漏水が発見されるというのが主でして、そういった発見についてはやはり地元の方の連絡だとかというのが多くあるかと記憶してございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 漏水チェックと

いうものがあります。それはまた別問題だ
と思うのですけれども、今は漏水が実際起
こったから工事をした。漏水チェックとい
うことについて、定期的にやっていくの
か、それとも先ほど言ったように、流量が
少し少なくなってきた、ここはもしかした
ら漏水しているかもしれないと、町民が皆
さんのメーターに表れてくれば2か月に1
回行っているのです、これはおかしいなと分
かると思うのですけれども、そうではない
場合というのは、たしか計装装置というも
のを使っていらっしゃると伺っております。
それで漏水チェックというのは、ある
程度できるものなのではないでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたし
ます。

計装装置が施設にはついております。そ
の中で、配水量、施設から流れる水、それ
が分かりますので、毎日大体流量が日報で
出てくるようになっていきます。その中で、
急激に多くなったりという部分があれば、
何かがあったのではないかとというようなこ
とも分かりますし、先ほど議員が仰せのと
おり、まず出口は分かります。そして、そ
れが全部使われているかどうかという部分
は、有収量に今度反映されてきます。その
有収量率が著しく低下をしてきているとい
うような状況が見受けられた場合について
は漏水を疑って調査をしていくというよう
な形に考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子
君。

○10番（進藤晴子君） 有収率ですね。
有収率はすぐ分かりますか。有収率はすぐ
には分からないですか。どのぐらい時間差
があるのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたし
ます。

有収率ですので、検針で分かるような状

況になります。ただ、検針の段階で分かる
のは、そのお宅が使用量が増えたというこ
とになりますので、そこで量が違うという
部分については、自宅のほうの量の漏水だ
という形になります。それを積み上げて、
その期間の配水量に比して給水量があまり
にも少ないというのが、今度は本管、配水
管のほうの漏水量の把握になってくるので
すが、それについてはメーター検針が2か
月に一回という状況になりますので、その
タイムラグはございます。

ただ、先ほどちょっと説明が足りなかつ
たかと思いますが、夜間に使用水量があま
りにも大きくなっていくというような状況
になれば、そこは本来使用しない状況のと
ころがだんだん多くなったということは、
それは漏水が疑われるということで、その
段階でも漏水チェックをかけるという判断
の材料にはしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子
君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

あともう一つです。メーターに反映され
ない、それこそ浄水のほうに近いところと
か、水道業者の方にお話を伺いましたが、
足寄町の管というのは、都会のように圧が
高くなるような、そういうものでもなく、
もし漏水しても水はどんどん湧水で出てく
るわけだから、気にすることはないという
言い方はおかしいのですけれども、そんな
に危機感はないのではないかとというような
お話をする方がいたのですが、いかがで
しょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたし
ます。

今、現在の中でいけば、水量は確保でき
ているというような状況がございまして、
多少の漏水があったとしても、それを
速やかに復旧しなければ枯渇するというよ
うなことはないかと判断しているところでご

ざいますが、そうは言いながらも、やはり管をそのまま放置しておくということにはならないという状況もございますので、ある程度の漏水が発生しているという状況がはっきりした段階で、漏水チェック等をかけていくような形で、今現在考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 老朽管のことについて、大体分かってきました。

あともう一つ、今回常盤浄水場のほうの耐震工事が入るということと、耐震化ということが私はちょっと理解ができなくて、どういうことをすれば耐震化になるのか。施設と、あと水道管、管路ですね。耐震化された管を入れるのは、違うものを入れるのか、それとも、つなぎ目が多少の揺れがあっても外れないようなものなのか。耐震化のことについて、もう少し詳しく教えていただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まず、施設の耐震化という部分でいきますと、やはり上載過重だとか、本体の構造が現在言われている地震の震度に耐え得るものかどうかという構造計算をして、足りないということになりますと、壁厚を厚くするだとか、床の厚さを厚くするだとか、柱を太くするだとかというような改修をするというような状況になってまいります。

管のほうの耐震化につきましては、配管を入れ替える段階で、今まで塩ビ管であればのりづけをしていたつなぎ目を、今は融着というのですけれども、溶かして接合する管にするだとかということもありまして、要は本管の継ぎ目が地震だとかで影響を受けて外れないようになるというような部材を使うだとかということで、耐震化を図るというようなことをしている状況でござ

います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） ありがとうございます。分かりました。

あと、1番の件について、もう1個だけ質問なのですが、都会など全国各地で起こっている漏水の事故といえますか、そういうものが足寄町にしてみれば、こんなに少ないというのは、これは人口の問題ですか。流れている水量が少ないからということでしょうか。ここだけ、考えられることをお聞かせ願いますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

全国的にというか、大都市で漏水だとかかなり新聞だとかマスコミ報道等されているかと思います。やはり大都市だとかそういったところは、人口が多いですから水の使用量が多いということで、管径も大きいという部分もございますし、当然延長も長くもなっております。そういった部分と、あと管の材質というか、管種ですね。管の種類によってもやはり耐用年数だとかかなり変わります。そういった部分で、耐用年数等が経過していて、やはり大きなところは改修をしなければならない時期が多くなってきているのかなというふうに思っています。

なおかつ、管径が大きいわけですから、先ほど言った水が流れる部分についても、流れたときの量も多くなりますので、影響も大きくなるというような状況になろうかと思います。

本町が極端に少ないのか、多いのかという部分はなかなか比較することができませんが、寒冷地という部分でいきますと、寒冷地がゆえに水が凍っては困るということで、凍結を防ぐための埋設深、管を埋める深さを深くしている状況もございます。

そういったものもまた影響している可能性もあるかとは思いますが、本町において、そういった部分で件数が少ないというふうな認識が本当に持てるかどうかというのは、ちょっと分からない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。深く埋めるということですね、足寄の場合は凍るので。分かりました。

では、次の質問に行きたいと思います。

2番目の水需要についてです。

人口減、人口は少しずつ減ってきている。でも、給水人口もやはり減ってきている。だけれども、人口減よりは若干緩やかな給水人口の減少になるというふうに皆さんおっしゃっているのですけれども、足寄もやはりそのように考えてよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

人口減少と同じように給水人口も減っていくというふうにはなりますが、人口が減少するという原因が郊外からなのか、職場的にエリアが限定されて抜けるのかという部分でも変わってきて、その状況によって、水道のエリアの人口がどう減っていくのかというのは変わってくるかと思っております。

今、経営戦略等で人口推計等をしている部分については、総合戦略だとか、町が各種計画で使っている人口減少率を使って推計している状況でございますので、極端にそこだけが減少が少なくなるというような状況ではないかと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 要は上水道の場所と簡易水道の地域のところでは若干変わってくるということですね。

では、給水人口が減ってくるということで、簡易水道が五つあります。申し訳ないですが、五つの戸数を教えていただいてよろしいですか。それぞれ、現時点で。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

簡易水道の給水戸数でございますけれども、戸数というか世帯でございますが、螺湾地区で15世帯、芽登地区で34世帯、上利別地区で13世帯、上足寄地区で5世帯、大誉地地区で16世帯となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

簡易水道の経営戦略の、令和2年3月の施設の状況というところに、計画給水人口というのがあります。計画給水人口と戸数というのは、どのような違いがありますでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

先ほど申しましたのは戸数ですので、1軒に2人だとか3人だとかという部分はカウントしていないという状況になります。給水人口は人ですので、1世帯1戸に3人とかいると、その分が増えていくという形にはなるのですが、そういった部分で、人口で言いますと、螺湾地区では24名、芽登地区では63名、上利別地区では24名、上足寄地区では8名、大誉地地区では25名、合計で144名というような形になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） 給水人口は上水道のほうはしばらくそれほど変わらないとしても、簡易水道のほうは徐々に少なくなっていくというのは分かっていることで、次の広域化と重なってくるのですけれども、要は簡易水道だけではなくて、足寄町は上水道、簡易水道、あと営農用水、そして農家が牛などに水をあげるのに、個々の人たちが組合をつくって、お水を管理されている人たちもいらっしゃいます。これが全部網羅されているということですね。その中で、どこも人数が少なくなってくると、いずれは簡易水道をなくすのか。事前にお話を伺ったときは、なくすということではできないというようなお話を伺いました。そうすると、どこかくつつくのかなというふうには思うわけです、素人の私でも。ですので、そういうことも含めてのこれから計画を立てていくのかどうかということですね。管路の工事でも漏水とか起きない限りは取りあえずやるつもりはないというか、予定はない。人口が減ってくる。その辺はいかなのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

統合についてですが、先ほどエリア的な部分が近接していないために統合、他町との広域化という部分は、現在検討できていませんというお話をさせていただきました。

ただ、本町内においてはどうかかといいますと、当然隣接している部分がございます。営農用水だとか簡易水道が隣接しているところもございます。といった部分で、足寄町におきましても、営農用水の水を簡易水道のほうに供給するようにして、簡易水道の廃止を1件した状況もございます。そういった部分もありますので、今後そういった給水戸数、世帯人数が少なく、なおかつ近くに浄水施設が共有できる

ような状況があるということであれば、そういったことも検討していくということは必要かと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

私が今回質問するに当たってメインとした戦略ですね、10年間の簡易と上水道と両方に分かれている経営戦略なのですが、後でまた質問しますが、今度一緒に統合して公営企業の中に入ってくるというような話だったので、もしかしたらこの戦略は一緒にまとめてなるのかなと思ったのですが、答弁では多分違う。簡易水道は簡易水道、上水道は上水道で、これから先も計画は同じように立てていくというふうに考えてよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

簡易水道を上水道企業会計と統合する方向でという部分につきましては、本定例会の行政報告の中でさせていただきました。そういった部分で、検討を開始する、統合に向けた検討を進めていくということですので、現在一つにするということはなかなかまだできないという状況でございます。

今後、今ある総合戦略、おのおの見直しをかける状況になりますが、そこをやっていく中で統合に向けて進めて、どこをこういうふうに統合していくというような形がいいのかという部分を徐々に進めてまいるというようなことでございますので、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。私の早とちりでした。

要は両方の計画を中間評価ということで、中間よりもちょっと長引いていますけ

れども、中間に一回評価して、それぞれの計画を立て、必要だったら統合するかもしれない。統合する方向でいく。取りあえずはまだ決定ではないということですか。決定ですね。決定ですが、この戦略は上水道と簡易は、両方二つとも今のところはまだ残るということですね。分かりました。ありがとうございます。

では、次に参ります。

広域化と民間委託の状況です。広域化については今お話がありましたので、そういうふうに関今後検討していくということですが、本別町のほうにも足寄のほうから水道をもらっているというか、本別町民のほうにも行っているというお話は聞きましたが、これは何戸くらい本別町のほうにはお水が行っているのでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

本別町のほうに水の供給をしている部分につきましては、実は営農用水でございます。ですが、本別町のほうで供給をしている戸数につきましては、直近で27世帯となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 失礼しました。分かりました。営農用水で27戸ですね。

ここで広域化ということで、全国ではいろいろとなっています。やっているところもあるし、できないところもあるし、広域化、民営化については様々な御意見があって、どちらかというと否定的な御意見のほうが多いかと思うのですが、まずは、足寄は、現状はこういう状態ですけれども、広域化できない理由といたしますか、ひとつ押さえておきたいと思っておりますので、なぜ広域化できないか。町内の広域化ではなくて、他町との広域化です。御説明いただきたいと思っております。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まず、他町との広域化についてですけれども、現在、北海道において水道広域連携推進プランというものを立てておりまして、その中でいろいろな広域を進めていくべきだというのが、国のほうの通知だとかも踏まえてつくられている状況なのですが、ソフト的なところが多くあります。その中で、薬品の購入を一括化することができないかだとか、水道施設の維持管理を一元化してやることができないか等が盛り込まれているのですが、薬品の購入については、そのまちで使用の数量にばらつきがあるだとか、当然、薬剤も一つだけではない部分がございますので、そういったことで、現在、まだ広域で、一元で購入するというスケールメリットが出るかというところまではちょっと見いだせていないのかなということで、現状ではやっていないというような状況でございます。

水道の施設の維持管理につきましても、本町は広い行政区域となっております。その中でメーター検針等も行くということで、会社を一つにすることによって、それが他町と合わせて対応できる会社があるかというところも押さえてはいない状況でございます。そういった部分で、今の段階では広域化が進んでいないというような状況でございます。

あと、ハードの部分につきましては、先ほどお話をしましたように、距離がある部分を接続する管路を新たに設けなければならないだとかということもございまして、位置的な部分によっては、追加する施設だとかも設けなければならないというようなところもございまして、そういったところで実際に他町と検討をまだ進める状況にはなっていないという状況で、広域化に至っていないということでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） ソフトとハードの面から御説明いただきました。

薬品にしても、足寄の場合は水自体が湧水とか取っていて、とてもきれいな水でろ過するだけで大丈夫だとか、あと、薬品も少なく済むとか、他町とは違った、優遇された自然豊かな町でありますので、その辺も違うし、維持管理に当たっては広大な土地だから難しい。ハードの部分もありますが、うちは足寄町だけでいいよと思っているかもしれないのですが、他町、本別や陸別のほうからそういうお誘いであるとか、そういうのは受けたことはないでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

私も昨年の4月から現職を拝命しておりまして、その中では他町から広域化を進めようというようなお話をいただいた状況はございません。現在の中では、他町も近隣の町村も、自分のところでまずは賄うということで行っていて、そこで、ある程度費用が高騰しないだとか、そういった部分があれば現状を維持するというような方針でいくのかなというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。まず足寄が広域化することは、今のところ考えていないということですね。分かりました。ただ、町内の場合は今後どうなるかは分からないということですね。

あと、民間委託の状況についてです。民間委託の状況がそれぞれあると思うのですが、幾つの会社で、例えば維持管理をこの会社でやっている、会社名はいいのですが、あと漏水チェックだとかそういう

のもやっている、いろいろ民間委託している部分があると思うのですが、それを少し説明いただいてよろしいでしょうか。

要は施設の巡視であるとか、メーターの検針業務、各戸の給水の開閉であるとか、それぞれあるかと思うのですが、どのくらいの民間の企業を使って、どのようなことをしてもらっているのかを教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

施設の維持管理、メーター検針、水道の開閉栓、全て1社にお任せしている状況でございます。

あと、委託業者以外には直営で町職員が行って、開閉栓の作業をするというような状況もございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） まだ漏水チェックがあります。漏水チェックはたしか札幌かどこかの業者に頼んでいるのではないかという話を聞いたのですが、それはいかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

大変申し訳ありません。漏水チェックについては議員仰せのとおり、町外の業者に委託をかけている状況でございます。

ただ、先ほど私がお話ししました点については、恒常的な維持管理だとかそういった部分をメインでしておりまして、スポット的な漏水チェックについてはお答えが漏れていた部分があったので、大変申し訳ございませんでした。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 365日維持管理をしているのは足寄町内の業者で、先ほ

どのことをやってもらっている、1社でやってもらっている。それと、漏水チェックはスポットですね。ということは、漏水チェックというのは定期的にやるものではなくて、先ほど言ったような何かおかしいなというときに連絡して、町外から来てチェックをする。時間的なロスというのはないですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

漏水チェックにつきましては、議員がお話になりましたように、町外業者ですので、漏水が見込まれるという部分に速やかに対応できているかという、時間的なタイムラグはあろうかと思えます。ただ、まずは漏水が疑わしいという部分につきましては、最初から業者に委託をかけるということではなく、まず職員のほうで漏水があるかどうかという部分はある程度絞っていくこともできるので、そういった部分で対応して、特定がだんだん難しくなってくるという部分については、専門の業者さんに委託をするというような状況で対応しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ここで、11時15分まで休憩といたします。

午前11時01分 休憩

午前11時15分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

一般質問の続きをお願いいたします。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 先ほど漏水のチェックのことでお伺いをしていたところですが、要は足寄町の職員がどのように漏水チェックに関わっているのか。あと、民間の事業者がどのようなことを分けてやっているのかということを、もう一度簡単に結構ですので、説明していただいてよろしいでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まず、上水道におきましては、有収率が大体70%を下回ることを目安に漏水調査を開始する状況にはなっていますが、そういった中で、それ以降の部分については簡易水道も同じですが、夜間最低流量、配水量が増加した場合に漏水調査を実施するだとかということをしていきまして、本当に一般住宅が水を使用することがない夜間に、上流側、施設のほうから水を流していく元のほうから順々にバルブを閉める、バルブを閉めて配水量の影響があるかどうかを確認していくというようなことで、そこは町職員が対応していきます。地元の業者にも手伝いをいただくという形にもなります。

そういった形で、どこが漏水が起こっている部分かという特定を、順次バルブの開閉をしていきながら進めていくというような形になります。それをやって、その後、ここの区間だなというのが分かった段階で、今度は音を聞くなりして、水の使っていない時間帯ですから大きな音がするだとか、そういった確認をして、漏水の場所を特定していく。それでも、町の職員で特定がなかなかできないというような状況になる場合については、先ほど答弁させていただいた町外の業者に委託するなどして、調査を開始する、特定をするということもしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

ということは、漏水が実際4件から5件ぐらいの件数で推移しているということは、うちの職員や町内の民間事業者が対応できない部分は、町外の民間の業者に委託するという、その件数もかなり少ないということですね、年間に。ということ

は、それほどお金がかかっていないということでもよろしいですね。分かりました。

では、4番目に行きます。維持管理費及び更新費の現状と今後の財政見通しについてのことで、1番から3番をまとめて質問させていただきます。

町長の答弁の中に、維持管理費として令和6年度の上水道事業会計における営業費用が1億2,160万円、簡易水道については2,580万円とあります。この額なのですけれども、この中で維持管理費、町内だけではないですね、維持管理として民間の業者に渡しているお金は年間どのくらいになるのか教えてください。

○議長（高橋秀樹君） ここで暫時休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午前11時27分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

建設課長の答弁より開始いたします。

建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お時間いただきまして、大変申し訳ございませんでした。

委託料の金額でございますが、令和6年度の実績でいきますと、上水道のほうで約680万円、簡易水道で780万円という形になっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 維持管理費の中で委託料はさほど1,000万円もいかないぐらいの600万円から700万円ぐらいで推移しているということですね。分かりました。

今後上がってくることは考えられますけれども、このくらいであれば大丈夫というふうに捉えてよろしいですか。

そして、もう一つ、これから統合したりいろいろなことをするときに使わなくなっ

てしまった施設ですね。喜登牛の簡易水道が2019年に廃止になって、そのままになっておりますが、こちらのほうは何か維持管理でかかっていらっしゃいますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

こちらの施設については、今特段費用をかけている状況ではございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

もし誰か農家でも入ってきたり、そういうときには、もしかしたらそれを使うことになるかもしれないということで残しているということでもよろしいですか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

こちらの廃止した部分については、水源というか、水の供給を違うところの施設から持ってきてつなぎ替えをしているという状況でございます。ここの施設については、利活用を計画しておりませんが、そのまま利活用をせず、後々利用をするという場合については検討もできるようにというように置いてはおりますが、実際今は使う予定はございません。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 取りあえずそのままということでもよろしいですね。分かりました。

案外委託費がそれほどかかっていないのだなということは安心いたしました。その分、そのほかの維持管理費に電気やいろいろなことがかかるというふうに捉えたほうがよろしいですね。

そして、水道料金です。町長の御答弁で

は、今後維持管理やいろいろなことで上がってくるだろうから料金は改定しなくてはいけない。今のところ、検討材料というふうになっておりますが、料金が値上がったのは平成29年度です。これはどこのまちでもかなり4年、5年スパンでは上げていないですね。どこもやはり水の料金はなるべく頑張って、命の水なので生存権にも抵触するといけませんし、水の料金を上げないでどこでも頑張っているのですが、でも見方によっては、あまり10年、15年ずっとそのままにすると、後世の人たちに平準化という意味でやはり平等ではないということなので、もう少し短いスパンで検討できないかというような専門家の御意見も私は見ました。ですので、今後、戦略とか、いろいろ計画とか考えていく中で検討されたほうがよろしいかなと思います。

そして、水道料金は前回も20%上がっていますので、やはりそのときも町民に対しての説明であるとか会議を開いたことも覚えております。ですので、丁寧な説明が必要なのだろうなと感じております。

そして、起債残高を聞きましたが、令和7年度末の起債残高が1億9,700万円。これからどんどん増えるので、令和8年度から17年度、10年間で約3億円必要だというような見込みということで御答弁いただきましたが、借入れだけ聞いておいて、実際足寄町にはどのくらいお金が残っているのというところを通告書で聞いておりませんでしたので、この部分、内部留保という言葉が適しているかどうかは分かりませんが、毎年残っていく純利益プラスいろいろなものがありますが、どのくらいお金が残っているのでしょうか、このくらいの借金をするのに対して。御答弁いただけますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

内部留保資金の残高につきましてです

が、令和6年度末時点で3億4,992万8,233円。細かいですね。約3億5,000万円の内部留保金を持っている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 上水道に関しては、毎年決算のときに監査委員の方たちの説明書とかも聞いておりますし、上水道に関しては比較的良好というふうなお話も伺っていましたが、簡易水道については、なかなか毎年二千何百万円ぐらいの赤字を出していて、一般会計のほうから入れているというお話であります。

今度一緒になって、町長の御答弁にも、統合するに当たって企業会計で、資金面の流動性の確保が得られるというような御答弁がありました。これは一緒になって借り入れるお金が借り入れやすくなるというふうに捉えたほうがよろしいですか。それとも借入額を増やさなくても、現状で簡易水道を取り込んでも一緒にやっていける。このぐらいの借りている中でやっていけると捉えたほうがよろしいのか。この資金面の流動性の確保ですね、ここを少し説明してください。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

資金の流動性の確保という部分でございますが、簡易水道は特別会計ですので、単年度会計ということで余剰金を積み立てるということはございません。そういった中で、不足分については一般会計からの繰入金というふうになるのですが、上水道事業会計につきましては企業会計ですので、そこで独立採算制をもって実施しているという状況の中で、先ほど言いました、そういった純利益等が発生して内部留保金等の積立てがいくわけですが、そういった資金面も一体的に活用を検討できるというよ

うな流動性を持たせるという形で考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 要は赤字の簡易水道を一緒にすることで、企業会計にすることでお金の透明性も得られて、信用もできて、そしてお金も少し借りやすくなるということでしょうか。それとも、借りるお金を増やさなくても、二つ合わせると、上水道のほうが良好な経営であるので、今のところ何とかやっていけるのかなということなののでしょうか。そこだけ教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

簡易水道の特別会計を廃止して企業会計化するというのは、国のほうの指導等もございまして、本町もそういった方向にかじ取りをするとしているわけでございます。

そういった中で、理由としましては、資金の流動化という部分もありましたが、内部留保金の運用だとか、そういった部分もございすけれども、大きくは事務手続の一元化ということがあって、システムだとかそういった部分を一つにすることによって、職員の業務量の負担軽減だとか、そういった部分の経費も節減できるだとかが図られるということを考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

要は業務の省力化、コスト削減、ここが生きてきて少し赤字の部分が補填されるのではないかというぐらいのことですね。分かりました。ありがとうございます。

そして、料金改定の必要性で今後検討されるということですが、一つ気にか

かったことが、経営戦略の中で、要は料金を町民から回収するということで、未納入の方に対して何らかの連絡を、アクションを起こして払ってもらうのに頑張って、払ってもらって、それで長いこと入っていない人は給水を停止している、頑張っているよというような内容が書かれておりました。給水停止をする人というのは何件くらいいるのですか。しっかりとした件数でなくても、多いとか少ないとか、そのくらいでも結構です。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

そのとき、そのときの月で、料金を納めていただいていない方が変わるわけですが、大体記憶の中では10名程度いらっしゃるかどうかというふうに記憶してございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 10名程度ですね。分かりました。

何でこれを聞いたかといいますと、先ほど生存権という話を最初にしました。水道法というのは生存権がベースになってできている、これは皆さん承知のことなわけですけれども、停止するということは、何か月ためたら停止する、そういう細かいことは多分条例にあるにはあると思います。だから、職員がそれを停止するのはやむを得ないことだと私は思うのですが、ただ、町民に対するアプローチの仕方ですよね。それをやはり丁寧にしていただかないと、命の水を停止するということは、とても私は厳しいというか、恐ろしいことだと思うのですよね。その辺を踏まえた上での町民に対するアプローチをしていただきたいと思います。よろしいでしょうか。どうでしょう。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

議員のお話のとおり、生活するのには欠かせない水でございますので、納入の期日が守られていないからすぐ止めるということではなく、やはり督促だとか、そういったこともかけさせていただいて、なおかつ督促をしてもお返事がない場合については、こちらのほうからまた電話等の対応もさせていただき、料金の収納に努めている状況でございます。ですので、滞納があるからすぐ止めるというようなことはしていないということで、御理解いただければと思っております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） そうですね。特にこういう大きな町だけれども小さな町、顔と顔が分かっている人であるからこそ、その人の生活環境とかその辺も踏まえて対応していただきたいのと、多分そうしていらっしゃると思うのですけれども、その辺を確認させていただきました。

次に参ります。

5番目の職員の確保及び技術継承の体制についてです。こちらのことに関しては、今の技術職員はたしか4名ですか、何人いらっしゃいますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

上下水道室において、技術職員は2名となっております。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 上下水道で2名、すみません、素人なので分かりませんが、これは十分な人数なのでしょうか。どうなのでしょう。いろいろな大きな工事も控えております。2名で大丈夫でしょう

か。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

職員が2名で十分かといいますと、答弁のほうでもお話しさせていただいております、最低限の職員の確保という形になってございます。当然、2名ですので、どちらか体調不良であったりすると、1名で対応しなければならないというふうな状況が出てまいります。そういった部分で、技術職の絶対的確保というのは、将来的にも課題となろうかなとは思っておりますが、その分、技術職だけではなく、職員全体が協力し合いながら対応するというような形で、上下水道室、停電等があった場合については、工務担当のほうでは3名の職員がいるのですが、その3名だけでは対応できないとなりますと、室長をはじめ業務担当の職員も出てきて協力するというようなことで対応している状況でございますので、技術職員が最低限の確保という現状のお話をさせていただいたというところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。ぎりぎりというところですね。

全国的に技術職は、これは世界的にです。別に上水道だけではなくて、そのほかの技術職が足りないと、みんなどこでも言っているんで、足寄町が独自ですぐ引張ってこられるかということ、そうではないのも重々承知なのですが、ということは、他町の役場と差別化を図りながら職員を集めなくてはいけないのではないかなというようにも考えざるを得ない状況になるのではないかなと思うのです。何を言っているかというと、報酬を上げるということも一つの手だし、あと、これは知りたいのですが、全くの一般行政職として入職、採用

した方を、あなたは水道、上下水道というふうに行かせるのか、それとも、それなりの大学、そういう専門の知識をある程度持った人を採用するのか、ここだけ確認させてください。

○議長（高橋秀樹君） 総務課長、答弁。

○総務課長（佐々木康仁君） お答えいたします。

今、議員仰せのとおり、技術職、特に土木関係含めて、建築含めて技術職が取り合いになっているというか、民間が今非常に強いので、足寄町で募集をしてもなかなか来ていただけない状況があります。

事務職として採用して、技術職にといった場合、それは職種転換になるのですけれども、その場合については、本人の意向も含めて十分協議をした上で、本人の了承をいただいた上で変更するということはありません。ただ、基本的には、やはり基本的なものを学んでいる人のほうが、今必要なのは即戦力だったりすることもありますので、そのような人方を、なるべく募集をして応募していただけないかなと考えております。状況によっては、年度途中での採用だとかということも、今後も検討していく必要があるのかなとは考えております。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 要は民間経験者の採用ということですね。来ていただけると本当にうれしいのですけれども、なかなか難しいだろうと思います。

そういうことで、町の報酬表というのを久しぶりに私も拝見させていただきました。あれを見ると、どこにあるのだろう、技術職はと見たときに、ないのですね。要は一般行政職と医療ですか、医療についてはまた分かれている。この辺は、もちろん大きな市や水道局ではないので、分けなくてはいけないということではないのでしょうかけれども、報酬を一般職と少し変えていくと

いうことであれば分ける必要があるのかなと思いますし、報酬を技術職は少しアップするとかそういうことを考えたことがあるのかどうか。

あと、現在各種手当はどのようになっているのか、危険手当や深夜対応とかいろいろあるかと思いますが、その辺のフォローはどうされているのか。すみません、1問ではなく2問ですけれどもお願いします。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

まず、報酬の差別化という部分については、本町についてはしていない状況でございます。一般職で入職した段階で経験年数だとか学歴だとか、そういったものを基に初任給調整をさせていただいて、そこから通常の一般職と同じように給与が改定されていくというような状況でございます。

手当等についてですが、こちらについても、今、上水道部門については危険なところというふうな判断の現場には行っていない状況がありますので、危険手当等についてはありませんし、深夜に作業した場合については、時間外手当という形で、午後10時から午前5時までの間については、深夜の割増率が高くなりますけれども、それ以外については、100分の125が前提の時間外勤務手当という形で手当を支給しているというような状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 報酬アップは考えたことがないということで、あと各種手当の危険手当は危険なことをしていないから、今は出さないということによろしいでしょうか。

どんな内容の仕事をしているかですけれども、何年か前、私が聞いた限りではバルブを開けたら飛んだとか、かなり危険なことが、水道の技術者の方があったというふ

うに伺っております。

そこで、現状の仕事内容ですよね、要は。報酬を上げる、上げないの前に、実際、足寄町の技術職員がやるべきことは何なのか。民間に渡すのではなく、これだけは足寄町の職員がやらなくてはいけない、それが何なのか分かれば、それほど一般行政職と変わらないということであれば、報酬は一緒にいいのかなと思いますし、もっと危険もあるし、技術的なことも非常に求められるし、スキルが要るよということであれば、やはりそこは考えていかなくてはいけないのかなと思うのですけれども、どちらでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

過去にバルブが飛んだという話を聞いたという話ですが、私はそういった話を聞き及んでいないのですが、実際、町の職員として、上下水道の技術職員としてやらなければならない部分については、水の安定供給のための管路の敷設、その維持管理の技術的な指導だとかということが主な部分になると思います。当然、管路を敷設するためには工事設計書で、配管の技術的なつなぎ方だとか、そういった部分もチェックをしなければならないということがございますし、図面だとか描くのは委託に出すにしても、その方向性、指示をするのは、当町の職員がしなければならない状況がございますので、そういったところの指示、指導並びに出来上がった後の管理をしていくための整備、それと、通常の水を供給するための施設の維持管理に対する技術的な指導という部分も当町の職員が果たすべき仕事だと考えております。そういった部分でいきますと、かなり多岐にわたるとは認識しているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子

君。

○10番（進藤晴子君） 報酬を上げる、上げないは、これはもう町長のあれなので、私が上げろということではないのですが、そのような手当や、入職したときの報酬をほかの一般職よりも少し上げているところもやはりありますので、本当に人がもうこれ以上、今いらっしゃる2人のうちどちらか1人がいなくなってしまうとか、どこかに引っ張られたとかいうことになると、水道だけではないですが、早々に考えていかなくてはいけないことなのかなと思って質問させていただきました。

この辺については、町長、いかがでしょうか。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 現段階では給与をどうするというようなことは考えておりませんけれども、今、建設課長のほうからいろいろな話がありましたけれども、とりわけ水道だとか、やはり人、それから営農用水だとかもありますから、家畜だとかそういったところだとか、やはり水がないと大変だよというような仕事でありますから、例えば今までいろいろな話を聞いていますけれども、バルブが飛んだというのは聞いたことはないのですけれども、夜中にも警報が入って、計装装置だとかそういったところに異常が出て、それぞれ携帯だとかにも連絡が入るようになっているものですから、先ほど申し上げましたように、365日24時間、そういうようなことがいつ入ってくるか分からないという状況で、夜中にもそういうことが入ってきて、入ってきたらやはり出てきて、現場を見に行くと、水が出ていないということになると、水がどこで止まったのかというようなところも調べなければならないということで、それぞれ夜中であっても職員が出てきて、最初の対応というのはするという状況です。それで、職員だけではなかなか分からないということになると、地元の業者など

にも協力をお願いして、一緒に探したりだとかというようなことで、本当にそういった意味では24時間、気を張っていないければ、非常に毎日毎日緊張が続くような、そういったような状況もあると聞いておりました。朝になってやっと水の故障しているところが見つかって、やっと水が出るようになりましたということを、次の日の朝、僕たちがゆっくりと出てきてから報告を受けたりだとかというようなことなどもあったりとか、そういうことは年に何回かあるという状況でありますので、非常に大変な仕事なのかなと思っております。

ただ、ほかのところも防災担当だとか、結局役場の職員は比較的24時間何があっても、どんな連絡が来るかは分からないという部分も結構あるというのは、どこの職場でもあることではあります。ただ、実際に出て行って作業もして、泥だらけになって朝帰ってくるだとかという姿を見ていると、本当に大変だなと思っていてところでありまして、そういった意味では、それに応じた報酬だとか、そういったものも本当は必要なのかもしれません。今、一般事務職と技術職と、みんな同じ給料表を使いながらやっているという状況が、足寄町役場だけではなくて、ほかのところもみんな同じでやっているというようなこともあって、その部分だけを見直すだとかというようなところは、今のところはないのかなと考えています。

そういう大変な職場ですから、ほかの役場の職員、みんなそれぞれいろいろな大変な部分はあるのですけれども、そういった部分を抱えながら仕事をしていますので、なるべく必要な人員をきちんと配置できるようにということで考えておりますけれども、なかなか今の人手不足だとかというような状況の中では、十分に配置ができるような人を採用できていないというのは実態としてはあるかなと思っています。できる限り、住民の人たちのサービス向上と

いった部分では、今までの停滞しないような形で職員が採用できればと思っておりますし、職員の待遇改善だとか、そういったところはなかなか今すぐにどうのこうのということはありませんけれども、そういうことも状況に応じては、何か考えなければならない部分も出てくるかなとは思っているところであります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） ここで、昼食のため、午後1時まで休憩といたします。

午前11時55分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

10番進藤晴子君の再質問から始めます。

10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 引き続き、再質問させていただきます。

5番目の職員の確保ということで、詳しくお話を伺ってまいりました。技術の継承については、町長のほうからノウハウの継承を行うためとありますが、このノウハウの継承を日頃どのような形で行っているか、簡単に結構ですので、教えてください。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

技術の継承ということで、ノウハウの継承につきましては、やはり現場の状況だとか構造だとか、そういったものを把握しなければならないという部分で、先輩職員、経験の長い職員が新しく配属された職員を連れて作業に当たるといった部分が基本原則になろうかと思っております。

また、そのほか、必要に応じ研修等にも参加できるようにして、技術力の向上にも努めていくということをしている状況でございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） そこでもう一つだけ、そのチェックというのは、日頃一緒に活動しながら、やりながら教えているわけだと思うのですが、できるようなになったか、ならないかという評価はされていますか。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

できるようになったかどうかというチェックについては厳密にはしておりませんが、やはり一人で対応せざるを得ない場合があります。大きな災害だとか出てきたりする場合、大きな災害でなくても停電等が広範囲に発生した場合については、その対応を方面ごとに対応しなければなりません。そういったときには、班体制を複数班体制にするといった部分でいきますと、技術職員が2名しかいないわけですから、技術的な部分を対応しながらということになると、複数班になると2人が分かれるという形になります。そういった分かれた段階でも対応ができるような形にしていく。そして、それができなかった場合については、何ができなかったかということをもう一度確認するというような形で、電話等の連絡ツールも使いますけれども、そういった形で対応していくというような形になってございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

ただ技術のことは、ある程度たったときに、1年、2年、3年たったときに段階を経てチェックをしていくというのが、技術者としては適当ではないかと。いろいろな技術者がいますが、私は看護だったのですが、看護師もそうです。ある程度のところでチェックしながら、ここまではできたと

いうことを常にやりながら成長していくものだと思いますので、どうぞ取り入れていただければと思います。

次に参ります。

6番目の災害時の応急給水体制の整備状況についてです。

こちらは、12日に災害のことで細川議員のほうから質問等がたくさんありました。その中で総務課長が答えられていたもので、この中に書いてある6トンの水は、1日3リットルを必要とすると2,000人、プラスこれから次年度に10トンを消防のほうで買う予定だと、通ればですが、そういう話を聞いていますので、それを私の頭で計算すると、1日5,300人のお水を賄えると考え、2日でその半分、3日で考えると、ある程度のところはこれでクリアできるのかなど。全部が一斉に水が止まるということはありません。

また、再質問するとなると、想定ということになるので、内陸の巨大地震が起こったときの想定がどのようになるかということがまずは決まっていなくて、なかなかこれは検討しても仕方がないことなので、その結果をぜひお待ちしたいと思いますので、次に参ります。

7番目の今後の水道事業の在り方についてです。上水道と簡易水道の統合・企業会計移行の効果、それと将来を見据えた持続可能な水道運営の方針に関しましては、今までの説明の中で十分事足りると思いますので、再質問はありません。

一つだけ、水道DX、計装装置であるとか、スマートフォンであるとか、先ほど話の中に出てまいりました。それは分かりました。

一つ、水道メーターです。今、各個人についている水道メーターは、法律で、8年間で絶対替えなくてははいけない。それもいろいろあるかと思うのですが、替えなくてははいけない。それで、水道スマートメー

ターというのがあると伺っています。これは、確かに価格は4倍から5倍とかいろいろあるのですけれども、備え付けるだけで、電気のメーターと一緒にですね。全部逐一データが入ってきて、漏水もすぐ分かります。2か月待たなくてもいい。ということを見ると、今後やはり少しずつ検討されていってもよいのかなと思いました。そこだけお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 建設課長、答弁。

○建設課長（森岡彰寿君） お答えいたします。

今、議員のお話にありましたスマートメーターについてですが、スマートメーターを導入してもメーター器自体の耐用年数については、実際には変わらないという状況で、8年であれば8年という形になります。

スマートメーターを導入することによって得られる効果という部分については、先ほどお話のありましたメーター検針が不要になってくるといふようなところが大きなメリットになるかと思えます。ですので、メーター検針業務の人材が確保できなかった場合については、大きなツールになろうかと考えているところでございます。

現在、足寄町におきましては、その部分もどうするかというのは、若干、話の中には出てはきていますが、実際導入をするかどうかという具現化した検討まではまだ至っていない状況です。

今後、メーター検針だとか、そういった部分の人材が確保できないだとか、タイムラグをなくすだとか、あと、導入するに際して、スマートメーターと本体のメーターの更新時期の違いだとか、そういった不整合的な部分の整合性を取るというふうなところもできるような状況が見えてきた段階で、本格的に導入の検討をするようになっていくかなと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

民間業者も委託をかけているわけなので、その辺のバランスを見ながら、今後検討されていったほうがよいかなと思いますので、お願いいたします。

一応、再質問はここまでなのですが、なぜ難しい問題をど素人の私が今回扱ったかといいますと、私も水道は蛇口を開ければ飲めるもので、いつまでもそう思っておりまして。15年前の東日本大震災のときに、東日本大震災が3月11日、終わって1週間たったときに、娘の引っ越しでどうしても東京に行かなくてはいけない、1週間滞在しなくてはいけないというときに、まだ8か月の子をおぶって行きました。行って、どうってことないと思ったら水が飲めない。飲めないわけではないのですよ。あのときに、汚染されているとか、いろいろな情報が飛び交ってしまして、大人は何とか煮沸して飲めるけれども、子供のミルク用の水がない。都内を回ってもどこも1本もないのです。そのときに、普通ではないのだ、汚染されることもあるのだ、災害ってこういうものなのだなと、私は思いました。たまたまそのときに、母の墓地に行ったときに、墓地の中に一つある自販機に水が売っていました。それで、事なきを得たわけなのですけれども、実際は飲めないことはなくて飲めたのですけれども、そのときはそういうような情報が飛び交っていたので、なんて水ってありがたいのだろうかと、そのときに初めて考えました。足寄はどうなのだろうと思ったときに、この出身ではないので、全然知らなかったのです。それも議員としてどうかなと思って、今回質問させていただいたところ、やはり湧水、湧き水、本当に水もおいしいし、この自然豊かな足寄町は本当に恵まれているなというところを、町民は本当に分かっているのだろうか。水道のことを

私は知り合いに尋ねてみても、全然興味を示さない。いつもあるものだから。それっていいのかなと。こんな御時世、何が起こるか分からない。ミサイルが飛んでくるかもしれない。災害が起きるかもしれない。そういうときに、やはり私は、町民は今あるものを大切に維持して、次世代につないでいくために、今あるものを大切に、まずは足寄町を知ろうよという思いで、今回この一般質問をさせていただきました。

その中で一番重要になるのが、やはり子供たちです。私たちは、自分が小学校のときに、自分の地域、自分の町に関してまず教えてもらって、それから県に行き、全国に行き、世界に行き、そういう感じでしたけれども、残っているのは小学校で教えてもらった町の話だけです。そこから先は全然覚えていないのですが、教育はもう格段に変わってきております。この辺の小学校、中学校、高校ですね、我が町を知る、この教育というのはどのようにつないでいっているのかどうかを教育委員会にお伺いします。

○議長（高橋秀樹君） 教育次長、答弁。

○教育次長（丸山一人君） お答えいたします。

小中学校の学びの状況ということですが、小学生におきましては、生活や社会等の教科の中で体験学習等ございますが、町内の施設見学を行っております。

今回御質問がありました下水道処理場や上水道を含めまして、商店、工場、農場などを見学、体験して、町内の学びを深めているという状況でございます。

中学校におきましては、小学校のときに施設見学を実施しておりますので、教科、地理の中で地域の特色だとか地図記号だとか、そういった座学を中心の学びとなっております。

ただそれ以外でも、総合学習などで、例えば1年生であれば事業所の訪問だとか、2年生であれば職場体験だとか、そういう

中で地域の特色と地域の施設について学びを深めているというところでございます。

高校につきましては、状況については把握しておりませんので、御勘弁願いたいと思います。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） 10番進藤晴子君。

○10番（進藤晴子君） 分かりました。

いろいろなところでいろいろな上水道を見に行ったり、水ってどこから来てどこに帰るのだろうか、いろいろなところで自分の地域の特色を踏まえて学校はやってもらえるみたいです。

足寄町の特色はといいますと、やはりこの広大な土地と一次産業である農家、今日は上水道と簡易水道だけになりましたが、先ほども言いましたように営農用水であるとか、人間が飲むよりも牛たちが飲む水の方が多いのではないかと、そういうところもあります。それが私は特色だと思うのです。ぜひそういうところも、足寄町の特色を子供たちに教えていただいて、足寄町をよりよく知っていただいて、子供たちに足寄町を好きになっていただけるように、そして願わくは一回出てまた戻ってくる、そういう温かい町にしていきたいなと思います。

この命の水、私たちの水に関しましては、やはり行政が仕切って、行政がやっておりますけれども、それを私たち議員もしっかりと見て、行政と議会、そして町民です。水道料金が上がる時だけではなくて、常日頃からそこら辺の検討、話し合いというのを少しずつでもいいから進めていくべきではないかなと、今回一般質問をするに当たって私は思いました。

その辺も全部ひっくるめて、町長に最後にお言葉をいただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高橋秀樹君） 渡辺町長、答弁。

○町長（渡辺俊一君） 2年前に能登半島

の大きな地震があって、あのときも水道がかなりダメージを受けて、本当に末端まで水が届くというのはかなりの時間がかかって復旧したというようなことがございました。

やはり生きていく上では必ず水が必要で、その上で水道という施設は重要なインフラだと考えております。大きな災害があったときに本当に水が届かなくなる、そうするとそこで生活ができなくなるというような状況も生まれてくるというようなことにもなるのかなと考えております。

そういった意味で、本当に今いろいろとお話ございましたけれども、一番大事なところは、やはり水がなくては生きていけないし、水道がきちんと動かなければ、機能しなければ、自分たちが生活しているところで水が使えないということになるわけで、そのところをやはりきちんと町として維持していかなければならないということだと思っております。

施設にも非常に多くのお金もかかりますし、そういった意味では、決して水もただで、ただではないですけれども、水道料金いただいておりますけれども、本当に湧き水と湧水とはいえ、非常にお金をかけて皆さんのお宅に届けているというような形になっていますので、そういった部分の経費も含めてあって、水がきちんと届くということになるわけなのです。

企業会計になりますから、公共性もありながら、企業としての経済性も考えなければならないといったところで、本当に何年かに一度は料金の改定だとか、そういったこともお願いしなければならないというような状況にもなるのかなと思っています。

これから人口が減少してきて、その中できちんと水を届けていく、そういった部分では、費用的には一人一人の負担というのはちょっと重くなるかもしれないと考えておりますけれども、いずれにしても水がなければ生活できないわけですから、そこ

の部分をしっかり抑えながら、なるべく必要なものは安くできるような、安く水を安定的に供給できるような、そういったことを考えていかなければならないのかなと思っていますところでもあります。

そういうことをいろいろ考えながら、今後、お話ありましたように、持続可能な水道事業というのを継続していかなければならないと思っているところでもあります。

答えになったのかどうか分かりませんが、いろいろな町でやっているサービスはみんなそうでありますけれども、やはり持続可能といったところが非常にこれから大事になってくるのかなと思っております。そういうことを気に留めながら、しっかりと町民の皆さんへの住民サービスはなるべく質が低下しないように進めたいと考えているところでもあります。

以上でございます。

○議長（高橋秀樹君） これにて、10番進藤晴子君の一般質問を終了いたします。

以上で、一般質問を終わります。

◎ 議案第19号から議案第26号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第2 議案第19号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第13号）から日程第9 議案第26号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8号）までの8件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第19号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第13号）から議案第26号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8号）まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

補正予算書1ページをお願いいたします。

議案第19号令和7年度足寄町一般会計

補正予算（第１３号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ４億６，８０３万１，０００円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１１億２，７５９万９，０００円とするものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

１７ページをお願いいたします。

第２款総務費、第１項総務管理費、第１目一般管理費、第４節共済費におきまして、会計年度任用職員等共済組合負担金、会計年度任用職員等社会保険料など、合わせて３，０５４万８，０００円を減額いたしました。

１８ページをお願いいたします。

第２目基金積立金、第２４節積立金におきまして、減債基金積立金など合わせて１，５７９万９，０００円を計上いたしました。

２２ページをお願いいたします。

第１４目企画振興費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、住環境・店舗等整備補助金を１，０００万円減額し、地域間幹線系統路線維持費補助金といたしまして３，８５１万円を計上いたしました。

２３ページをお願いいたします。

第１５目行政情報管理費、第１２節委託料におきまして、総合行政システム等標準化対応業務など合わせて１，６７３万５，０００円を減額いたしました。

第１３節使用料及び賃借料におきまして、ガバメントクラウド使用料など、合わせて９３６万８，０００円を減額いたしました。

２５ページをお願いいたします。

第２項徴税費、第１目税務総務費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、定額減税補足給付金（不足額給付）につきまして５５４万円を減額いたしました。

２７ページをお願いいたします。

第３款民生費、第１項社会福祉費、第１目社会福祉総務費、第１９節扶助費におきまして、障害者自立支援給付費など、合わせて２，０７１万６，０００円を減額いたしました。

２９ページをお願いいたします。

第２項老人福祉費、第３目介護保険助成費、第２７節繰出金におきまして、介護保険特別会計繰出金を１，１３９万３，０００円減額いたしました。

３０ページをお願いいたします。

第４目介護サービス事業助成費、第２７節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金を過疎債分と合わせて６，０７３万８，０００円減額いたしました。

３６ページをお願いいたします。

第４款衛生費、第１項保健衛生費、第２目予防費、第１２節委託料におきまして、健康診査業務など、合わせて１，０７９万６，０００円を減額いたしました。

３８ページをお願いいたします。

第４項病院費、第１目病院費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、不採算地区病院運営経費負担金といたしまして１，２３７万４，０００円を計上いたしました。

４０ページをお願いいたします。

第６款農林水産業費、第１項農業費、第４目畜産草地費、第２０節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金を４，９４１万９，０００円減額いたしました。

第５目農地費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、道営足寄地区草地畜産基盤整備（草地整備型）事業負担金など、合わせて１，４５２万７，０００円を減額いたしました。

４３ページをお願いいたします。

第２項林業費、第１目林業振興費、第１８節負担金、補助及び交付金におきまして、木質バイオマス推進事業補助金など、合わせて２，０５５万９，０００円を減額いたしました。

46ページをお願いいたします。

第8款土木費、第2項道路橋梁費、第2目道路管理費、第10節需用費におきまして、光熱水費といたしまして1,029万8,000円を減額いたしました。

47ページをお願いいたします。

第4目道路新設改良費、第14節工事請負費におきまして、南5丁目仲通整備工事など、合わせて1,844万5,000円を減額いたしました。

48ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、第4目公園事業費、第14節工事請負費におきまして、公園等遊具・公園施設修繕工事など、合わせて744万6,000円を減額いたしました。

49ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第14節工事請負費におきまして、栄団地公営住宅屋根・外壁塗装工事など、合わせて813万9,000円を減額いたしました。

50ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、とちぎ広域消防事務組合消防負担金につきまして568万円を計上いたしました。

51ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高等学校通学費等補助金など、合わせて459万2,000円を減額いたしました。

57ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第3目温水プール運営費、第10節需用費におきまして、燃料費、光熱水費合わせて649万7,000円を減額いたしました。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて御説明申し上げます。

7ページへお戻りください。

第1款町税におきまして、法人町民税の現年課税分といたしまして610万7,000

0円を減額いたしました。

8ページをお願いいたします。

第11款地方交付税におきまして、普通地方交付税といたしまして1億2,469万2,000円を計上いたしました。

第13款分担金及び負担金、第1項分担金におきまして、道営足寄地区草地畜産基盤整備（草地整備型）事業受益者分担金といたしまして557万4,000円を計上いたしました。

10ページをお願いいたします。

第15款国庫支出金、第1項国庫負担金、第1目民生費国庫負担金、第1節社会福祉費国庫負担金におきまして、障害者自立支援給付費国庫負担金といたしまして1,514万1,000円を計上いたしました。

第3節児童福祉費国庫負担金におきまして、児童手当国庫負担金を1,480万3,000円減額いたしました。

12ページをお願いいたします。

第16款道支出金、第2項道補助金、第4目農林水産業費道補助金、第1節農業費道補助金におきまして、次世代農業促進生産基盤整備特別対策事業道補助金を449万2,000円減額いたしました。

14ページをお願いいたします。

第19款繰入金、第2項基金繰入金におきまして、財政調整基金繰入金を4億3,727万2,000円、公共施設建設等基金繰入金を4,520万円など、五つの基金繰入金を減額し、ふるさと銀河線跡地活用等振興基金繰入金といたしまして3,799万3,000円を計上いたしました。

第21款諸収入、第5項雑入、第1目納付金、第1節会計年度任用職員健康保険料等納付金（一般管理）におきまして1,237万9,000円を減額いたしました。

16ページをお願いいたします。

第22款町債、第1項町債におきまして、第2目辺地対策事業債を2,930万円減額いたしました。

第3目過疎対策事業債を2,740万円減

額いたしました。

4ページへお戻りください。

第2表、繰越明許費補正、追加3件をお願いいたしました。

第3表、地方債補正、変更5件をお願いいたしました。

以上で、令和7年度足寄町一般会計補正予算（第13号）についての説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

60ページをお願いいたします。

議案第20号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ317万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億3,180万5,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

68ページをお願いいたします。

第5款諸支出金、第2項繰出金におきまして、国民健康保険病院事業会計繰出金といたしまして366万6,000円を計上いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

63ページへお戻りください。

第2款道支出金におきまして、特別調整交付金分（市町村分）といたしまして737万8,000円を計上いたしました。

次に、69ページをお願いいたします。

議案第21号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ338万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,739万4,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業執行による減額が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

次に、74ページをお願いいたします。

議案第22号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第5号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ8,875万3,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9億1,751万9,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

82ページをお願いいたします。

第2款保険給付費、第1項介護サービス等諸費、第1目介護サービス給付費におきまして、施設介護サービス給付費を8,750万1,000円減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

78ページへお戻りください。

第3款国庫支出金、第2項国庫補助金、第1目調整交付金におきまして1,825万4,000円を減額いたしました。

第4款支払基金交付金、第1項支払基金交付金、第1目介護給付費交付金におきまして、現年度分といたしまして3,920万6,000円を減額いたしました。

第5款道支出金、第1項道負担金、第1目介護給付費道負担金におきまして、現年度分といたしまして2,813万円を減額いたしました。

79ページをお願いいたします。

第6款繰入金、第1項他会計繰入金、第1目一般会計繰入金、第1節介護給付費繰入金におきまして1,093万7,000円を減額いたしました。

次に、87ページをお願いいたします。

議案第23号令和7年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第7号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ9,896万4,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億4,916万4,000円とするものでございます。

歳出の主なものから申し上げます。

95ページをお願いいたします。

第2款介護サービス事業費、第2項介護サービス施設建設費、第17節備品購入費におきまして、初度備品につきまして5,834万3,000円を減額いたしました。

次に、歳入について申し上げます。

92ページへお戻りください。

第4款繰入金におきまして、一般会計繰入金を6,073万8,000円減額いたしました。

88ページへお戻りください。

第2表、地方債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、96ページをお願いいたします。

議案第24号令和7年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第3号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ137万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億5,926万9,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、101ページをお願いいたします。

議案第25号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第6号）について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ187万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,967万5,000円とするものでございます。

歳入歳出予算の内容につきましては、事業執行による減額が主なものでございますので、説明は省略させていただきます。

107ページをお願いいたします。

議案第26号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8号）について、御説明申し上げます。

収益的収入及び支出の予定額から収入支出それぞれ7,472万円を減額し、収益的

収入及び支出の予定額を収入支出それぞれ12億4,979万8,000円とするものでございます。

109ページをお願いいたします。

支出について御説明いたします。

第1款病院事業費用、第1項医業費用、第1目給与費におきまして、会計年度任用職員報酬といたしまして3,054万4,000円を減額いたしました。

次に、収入について御説明申し上げます。

第1款病院事業収益、第1項医業収益、第1目入院収益におきまして5,476万2,000円を減額し、第2目外来収益におきましても5,261万9,000円を減額しています。

第2項医業外収益、第2目負担金交付金、他会計負担金におきまして、不採算地区病院運営経費に対する一般会計負担金といたしまして1,237万4,000円を計上いたしました。

第3目補助金、国庫補助金におきまして、医療機関等における賃上げ・物価上昇に対する支援事業給付金といたしまして1,670万円を計上いたしました。

107ページにお戻りください。

次に、資本的収入について御説明いたします。

資本的収入の予定額から収入181万1,000円を減額し、資本的収入の予定額を8,675万1,000円とするものでございます。

なお、資本的収入につきましては、特に説明すべき事項がございませんので、説明は省略させていただきます。

次に、第4条におきまして、企業債補正、変更1件をお願いいたしました。

次に、第5条におきまして、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費につきまして、職員給与費といたしまして5,860万円減額し、8億2,008万9,000円とするものでございま

す。

以上、議案第 19 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 13 号）から、議案第 26 号令和 7 年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第 8 号）までの提案理由の説明とさせていただきます。

次に、令和 7 年度予算の専決処分についてのお願いでございます。

令和 7 年度の収支につきましては、おおむね見通せる状況であります。地方譲与税、特別交付税など、収入の一部について未確定の項目がございます。

これらの収入はいずれも 3 月下旬にかけて額が確定するため、今回議決をお願いしております予算決定後において増減が予想されます。このことから、これらの収入の状況により予算の専決処分の措置を講じさせていただきたいと考えておりますので、あらかじめ御了承くださいますようお願い申し上げます。

以上で、提案理由の説明とさせていただきますので、御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提案理由の説明を終わります。

これから、議案第 19 号令和 7 年度足寄町一般会計補正予算（第 13 号）の件の質疑を行います。

17 ページをお開きください。

歳出から始めます。

款で進めます。

第 1 款議会費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 17 ページから 27 ページ、第 2 款総務費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 27 ページから 35 ページ、第 3 款民生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 35 ページから 3

8 ページ、第 4 款衛生費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく 38 ページ、第 5 款労働費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 38 ページから 43 ページ、第 6 款農林水産業費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 44 ページから 45 ページ、第 7 款商工費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 45 ページから 49 ページ、第 8 款土木費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 49 ページから 50 ページ、第 9 款消防費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 50 ページから 59 ページ、第 10 款教育費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく 59 ページ、第 12 款公債費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第 13 款職員費、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳出総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 7 ページにお戻りください。

歳入に入ります。

款で進めます。

第 1 款町税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3款利子割交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第4款配当割交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第6款法人事業税交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページ、第7款地方消費税交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第9款国有提供施設等所在市町村助成交付金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第11款地方交付税、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 8ページから9ページ、第13款分担金及び負担金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 9ページから10ページ、第14款使用料及び手数料、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 10ページから11ページ、第15款国庫支出金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 11ページから13ページ、第16款道支出金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 同じく13ページ、第17款財産収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第18款寄附金、

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 14ページ、第19款繰入金、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 14ページから15ページ、第21款諸収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 16ページ、第22款町債、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 歳入総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 4ページにお戻りください。

第2表、繰越明許費補正、追加3件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 第3表、地方債補正、変更5件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第19号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第19号令和7年度足寄町一般会計補正予算（第13号）の件は、原案のとおり可決されました。

60ページをお開きください。

これから、議案第20号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

63ページから68ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第20号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第20号令和7年度足寄町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

69ページをお開きください。

これから、議案第21号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件の質疑を行います。

72ページから73ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第21号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第21号令和7年度足寄町簡易水道特別会計補正予算（第3号）の件は、原案のとおり可決されました。

74ページをお開きください。

これから、議案第22号令和7年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第5号）の件の質疑を行います。

78ページから86ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで、討論を終わります。

これから、議案第22号令和7年度足寄

町介護保険特別会計補正予算（第５号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第２２号令和７年度足寄町介護保険特別会計補正予算（第５号）の件は、原案のとおり可決されました。

８７ページをお開きください。

これから、議案第２３号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第７号）の件の質疑を行います。

９１ページから９５ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） ８８ページにお戻りください。

第２表、地方債補正、変更１件、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２３号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第７号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第２３号令和７年度足寄町介護サービス事業特別会計補正予算（第７号）の件は、原案のとおり可決されました。

９６ページをお開きください。

これから、議案第２４号令和７年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の件の質疑を行います。

９９ページから１００ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第２４号令和７年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第２４号令和７年度足寄町後期高齢者医療特別会計補正予算（第３号）の件は、原案のとおり可決されました。

１０１ページをお開きください。

これから、議案第２５号令和７年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第６号）の件の質疑を行います。

１０４ページから１０６ページ、歳入歳出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第25号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第6号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第25号令和7年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計補正予算（第6号）の件は、原案のとおり可決されました。

107ページをお開きください。

これから、議案第26号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8号）の件の質疑を行います。

109ページ、収益的収入及び支出一括で行います。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 110ページ、資本的収入、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 107ページにお戻りください。

第4条、予算第5条中企業債の変更か

ら、第5条、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費の変更まで、質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 全体に対する総括ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。

討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第26号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8号）の件を採決します。

この採決は、起立によって行います。

本件は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（賛成者起立）

○議長（高橋秀樹君） 全員の起立です。

したがって、議案第26号令和7年度足寄町国民健康保険病院事業会計補正予算（第8号）の件は、原案のとおり可決されました。

ここで、2時10分まで休憩といたします。

午後 1時58分 休憩

午後 2時10分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 議案第27号から議案第36号まで

○議長（高橋秀樹君） 日程第10 議案第27号令和8年度足寄町一般会計予算の件から日程第19 議案第36号令和8年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算までの10件を一括議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長 渡辺俊一君。

○町長（渡辺俊一君） ただいま議題となりました、議案第27号令和8年度足寄町一般会計予算から議案第36号令和8年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで、一括提案理由を御説明申し上げます。

一般会計予算書3ページをお願いいたします。

議案第27号令和8年度足寄町一般会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ109億9,211万9,000円と定めるものでございます。

歳出の主なものから御説明申し上げます。

70ページをお願いいたします。

第2款総務費、第1項総務管理費、第9目車両管理費、第17節備品購入費におきまして、自動車購入といたしまして、714万2,000円を計上いたしました。

74ページをお願いいたします。

第14目企画振興費におきまして、ふるさと足寄応援寄附推進事業といたしまして、ふるさと納税謝礼4,500万円、ふるさと納税サポート業務委託料1,155万円など、合わせて7,353万4,000円を計上いたしました。

第12節委託料におきまして、市街地コミュニティバス運行管理業務といたしまして929万5,000円、移住等サポート業務といたしまして627万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

78ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、住環境・店舗等整備補助金3,000万円、まちづくり活動支援補助金210万円などを計上いたしました。

第24節積立金におきまして、ふるさと足寄応援基金積立金といたしまして7,617万円を計上いたしました。

80ページをお願いいたします。

第15目行政情報管理費、第13節使用

料及び賃借料におきまして、ソフトウェア使用料といたしまして1,488万9,000円、82ページになりますが、ガバメントクラウド使用料といたしまして1,193万2,000円、標準準拠システム使用料といたしまして8,255万3,000円を計上いたしました。

86ページをお願いいたします。

第17目あしよろ銀河ホール21管理費、第14節工事請負費におきまして、あしよろ銀河ホール21エレベーター制御盤更新工事といたしまして984万5,000円、あしよろ銀河ホール21屋上防水改修工事といたしまして8,471万1,000円を計上いたしました。

88ページをお願いいたします。

第21目情報化推進費、第14節工事請負費におきまして、地デジ無線共聴施設受信機更新工事といたしまして1,290万3,000円を計上いたしました。

100ページをお願いいたします。

第3款民生費、第1項社会福祉費、第1目社会福祉総務費、第12節委託料におきまして、障害者地域生活支援センター管理運営業務といたしまして2,445万2,000円を計上いたしました。

102ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町社会福祉協議会補助金といたしまして5,269万1,000円を計上いたしました。

第19節扶助費におきまして、障害者自立支援給付費といたしまして3億8,046万円、障害者医療費といたしまして2,452万円、障害者地域生活支援給付費といたしまして2,076万2,000円などを計上いたしました。

106ページをお願いいたします。

第5目後期高齢者医療費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、療養給付費負担金といたしまして1億696万9,000円を計上いたしました。

108ページをお願いいたします。

第2項老人福祉費、第1目老人福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、高齢者エアコン購入支援事業補助金といたしまして700万円を計上いたしました。

110ページをお願いいたします。

第3目介護保険助成費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、軽費老人ホーム経営安定資金補助金1,200万円を計上いたしました。

第4目介護サービス事業助成費、第27節繰出金におきまして、介護サービス事業特別会計繰出金といたしまして、2億2,303万5,000円を計上いたしました。

112ページをお願いいたします。

第6目高齢者等複合施設運営費、第12節委託料におきまして、高齢者等複合施設管理運営業務といたしまして8,043万1,000円を計上いたしました。

第7目地域支援事業費、第12節委託料におきまして、生きがい活動支援業務といたしまして1,314万8,000円を計上いたしました。

116ページをお願いいたします。

第3項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、認定こども園どんぐりなどの保護者負担金無償化事業補助金といたしまして、合わせて1,684万9,000円、障害児等日中一時支援事業所補助金といたしまして812万3,000円を計上いたしました。

第19節扶助費におきまして、児童手当といたしまして9,147万円を計上いたしました。

118ページをお願いいたします。

第2目児童医療費、第19節扶助費におきまして、乳幼児医療費といたしまして2,036万4,000円を計上いたしました。

120ページをお願いいたします。

第3目子どもセンター運営費、第14節

工事請負費におきまして、子どもセンター照明LED化工事といたしまして2,288万1,000円を計上いたしました。

132ページをお願いいたします。

第4款衛生費、第1項保健衛生費、第2目予防費、第12節委託料におきまして、健康診査業務といたしまして1,090万7,000円、個別予防接種業務といたしまして、2,072万5,000円を計上いたしました。

138ページをお願いいたします。

第6目町営温泉浴場運営費、第12節委託料におきまして、町営温泉浴場管理運営業務といたしまして2,796万6,000円を計上いたしました。

140ページをお願いいたします。

第2項清掃費、第2目じん芥処理費、第12節委託料におきまして、一般廃棄物収集運搬業務といたしまして6,209万3,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、十勝圏複合事務組合じん芥負担金といたしまして1億6,303万1,000円を計上いたしました。

第3目し尿処理費、第12節委託料におきまして、し尿収集運搬業務といたしまして1,719万1,000円を計上いたしました。

142ページをお願いいたします。

第4項病院費、第1目病院費におきまして、国民健康保険病院対策費といたしまして、救急医療確保経費負担金など、補助金、出資金合わせて6億4,343万4,000円を計上いたしました。

148ページをお願いいたします。

第6款農林水産業費、第1項農業費、第3目農業振興費におきまして、農業担い手育成支援事業といたしまして、153ページまでになりますが、新規就農志向者営農指導交付金、新規就農者育成総合対策経営開始資金など、合わせて2,897万6,000円、防衛施設周辺農業用施設設置事業

補助金といたしまして4,933万3,000円をそれぞれ計上いたしました。

154ページをお願いいたします。

第4目畜産草地費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町家畜伝染病自衛防疫対策協議会負担金といたしまして650万円、あしょろ和牛生産基盤強化プロジェクト事業補助金といたしまして464万円を計上いたしました。

第20節貸付金におきまして、畜産振興資金貸付金といたしまして1億円を計上いたしました。

第5目農地費、第14節工事請負費におきまして、西足寄地区配水管改修工事といたしまして7,762万7,000円、中足寄地区配水管改修工事といたしまして3,924万8,000円を計上いたしました。

156ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、道営足寄地区草地畜産基盤整備（草地整備型）事業負担金といたしまして3,675万円、道営中足寄地区及び西足寄地区水利施設等保全高度化事業（営農用水）負担金といたしまして、合わせて1億5,569万6,000円を計上いたしました。

158ページをお願いいたします。

第7目営農用水道等費、第14節工事請負費におきまして、営農用水道計装装置更新工事といたしまして1,513万6,000円、上利別地区配水管更新工事といたしまして1,809万5,000円を計上いたしました。

162ページをお願いいたします。

第10目多面的機能発揮促進事業費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、中山間地域等直接支払交付金1億9,468万3,000円、多面的機能支払交付金4,575万7,000円、環境保全型農業直接支払交付金1,153万2,000円をそれぞれ計上いたしました。

164ページをお願いいたします。

第2項林業費、第1目林業振興費、第7節報償費におきまして、有害鳥獣駆除報償金といたしまして、2,208万7,000円を計上いたしました。

166ページをお願いいたします。

第12節委託料におきまして、有害鳥獣生息実態調査業務といたしまして999万7,000円を計上いたしました。

168ページをお願いいたします。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、森林環境推進事業補助金といたしまして5,722万4,000円、豊かな森づくり推進事業補助金といたしまして4,014万9,000円を計上いたしました。

第24節積立金におきまして、森林の二酸化炭素吸収及び削減活用基金積立金といたしまして2,109万2,000円、森林環境譲与税基金積立金といたしまして8,176万3,000円を計上いたしました。

170ページをお願いいたします。

第3目町有林管理費におきまして、森林整備事業といたしまして、下刈りや準備地ごしらえ等の手数料など、合わせて6,833万6,000円を計上いたしました。

第4目水源林造林事業費におきまして、水源林造林事業といたしまして、下刈りや集積、間伐等の手数料など、合わせて1億3,772万8,000円を計上いたしました。

172ページをお願いいたします。

第7款商工費、第1項商工費、第1目商工振興費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄町商工会補助金といたしまして3,056万1,000円、174ページになりますが、足寄町物価高騰対応地域通貨発行支援事業補助金といたしまして6,320万円を計上いたしました。

第20節貸付金におきまして、中小企業特別融資貸付金といたしまして2億3,000万円を計上いたしました。

178ページをお願いいたします。

第3目観光費、第18節負担金、補助及

び交付金におきまして、足寄ふるさと盆踊り・両国花火大会実行委員会等補助金といたしまして781万1,000円、あしよろ観光協会補助金といたしまして1,400万円をそれぞれ計上いたしました。

180ページをお願いいたします。

第8款土木費、第1項土木管理費、第2目地籍調査費におきまして、地籍調査事業といたしまして、地籍測量業務など、合わせて4,500万8,000円を計上いたしました。

184ページをお願いいたします。

第2項道路橋梁費、第1目道路維持費、第12節委託料におきまして、道路維持補修業務といたしまして2,017万9,000円、第14節工事請負費におきまして、町道応急補修工事など、合わせて9,259万8,000円、第15節原材料費におきまして、補修用資材費といたしまして1,311万8,000円を計上いたしました。

第2目道路管理費、第12節委託料におきまして、街路灯・防犯灯台帳作成業務といたしまして1,288万1,000円を計上いたしました。

188ページをお願いいたします。

第4目道路新設改良費におきまして、橋梁長寿命化修繕事業といたしまして、調査設計業務委託料、工事請負費、橋梁定期点検業務負担金など、合わせて1億7,455万9,000円、道路ストック修繕事業といたしまして、修繕工事請負費7,734万1,000円をそれぞれ計上いたしました。

196ページをお願いいたします。

第4項都市計画費、第4目公園事業費、第14節工事請負費におきまして、公園等遊具・公園施設修繕工事といたしまして1,000万円を計上いたしました。

198ページをお願いいたします。

第5項住宅費、第1目住宅管理費、第14節工事請負費におきまして、北星団地公営住宅解体工事といたしまして1,808万8,000円を計上いたしました。

202ページをお願いいたします。

第9款消防費、第1項消防費、第1目消防費、第14節工事請負費におきまして、消防庁舎受変電設備更新工事といたしまして2,195万円を計上いたしました。

第17節備品購入費におきまして、小型動力ポンプ付水槽車といたしまして7,595万6,000円を計上いたしました。

第18節負担金、補助及び交付金におきまして、とちぎ広域消防事務組合消防負担金といたしまして2億4,706万6,000円、消火栓工事負担金といたしまして1,356万7,000円を計上いたしました。

208ページをお願いいたします。

第10款教育費、第1項教育総務費、第2目事務局費、第12節委託料におきまして、足寄町学習塾管理運営業務といたしまして4,000万7,000円を計上いたしました。

第13節使用料及び賃借料におきまして、多目的交流施設借上料等といたしまして1,164万円、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、足寄高等学校振興会補助金といたしまして885万8,000円、足寄高等学校通学費等補助金といたしまして3,031万5,000円、210ページになりますが、足寄高校生海外研修派遣事業実行委員会補助金といたしまして3,223万7,000円をそれぞれ計上いたしました。

212ページをお願いいたします。

第4目スクールバス管理費、第17節備品購入費におきまして、スクールバス2台の購入費といたしまして2,333万2,000円を計上いたしました。

220ページをお願いいたします。

第2項小学校費、第3目学校建設費、第14節工事請負費におきまして、学校施設照明LED化工事といたしまして3,918万6,000円を計上いたしました。

226ページをお願いいたします。

第3項中学校費、第3目学校建設費、第

14節工事請負費におきまして、学校施設照明LED化工事といたしまして4,473万4,000円を計上いたしました。

230ページをお願いいたします。

第4項社会教育費、第4目博物館運営費、第12節委託料におきまして、博物館施設管理運営業務といたしまして4,730万円を計上いたしました。

240ページをお願いいたします。

第5項保健体育費、第2目総合体育館運営費、第14節工事請負費におきまして、総合体育館照明LED化工事といたしまして3,122万円、総合体育館空調設備整備工事といたしまして1,725万5,000円を計上いたしました。

248ページをお願いいたします。

第5目学校給食費、第18節負担金、補助及び交付金におきまして、学校給食費無償化事業補助金といたしまして2,587万7,000円を計上いたしました。

250ページをお願いいたします。

第12款公債費、第1項公債費、第1目元金におきまして、長期債償還元金といたしまして14億1,313万3,000円を計上いたしました。

第2目利子におきまして、長期債等利子といたしまして7,542万円を計上いたしました。

252ページをお願いいたします。

第13款職員費におきまして、特別職2名、教育長、一般職の給与等経費全てを計上いたしました。

人件費の詳細につきましては、267ページから271ページまでに科目別内訳を添付しておりますので、参考にしていただきますようお願いいたします。

以上で歳出を終わり、次に歳入の主なものについて申し上げます。

14ページへお戻りください。

第1款町税におきまして、個人町民税を前年度対比10.3%増の3億2,945万8,000円、法人町民税を前年度対比4%

減の4,725万7,000円として、それぞれ計上いたしました。

固定資産税を前年度対比5%減の4億8,910万3,000円計上いたしました。

軽自動車税を前年度対比5.8%減の2,134万1,000円計上いたしました。

16ページをお願いいたします。

町たばこ税を前年度対比0.8%減の6,267万7,000円計上いたしました。

入湯税を前年度対比12.8%増の34万3,000円計上いたしました。

第2款地方譲与税におきまして、自動車重量譲与税を1億875万8,000円、地方揮発油譲与税を2,711万7,000円、森林環境譲与税を8,170万円それぞれ計上いたしました。

18ページをお願いいたします。

第7款地方消費税交付金を2億1,412万2,000円計上いたしました。

第9款地方特例交付金におきまして、減収補てん特例交付金を1,048万6,000円計上いたしました。

第10款地方交付税の普通地方交付税におきまして、前年度対比1.6%増の44億7,507万4,000円、特別地方交付税におきまして、前年度対比3.4%減の4億1,655万5,000円をそれぞれ計上いたしました。

20ページからになりますが、第13款使用料及び手数料を前年度対比2.5%減の1億4,869万3,000円計上いたしました。

26ページからになりますが、第14款国庫支出金及び第15款道支出金におきまして、事務事業等に関わります補助金、交付金等を計上いたしました。

38ページをお願いいたします。

第17款寄附金におきまして、ふるさと納税寄附金を1億5,000万円計上いたしました。

40ページをお願いいたします。

第18款繰入金におきまして、基金繰入

金といたしまして、財政調整基金繰入金など、合わせて１２億１，６７３万２，０００円を計上いたしました。

４４ページをお願いいたします。

第２０款諸収入、第５項雑入、第３目水源林造林事業収入を１億４，３６９万４，０００円計上いたしました。

４８ページをお願いいたします。

第２１款町債におきまして、過疎対策事業債など合わせて１０億９，５２０万円を計上いたしました。

以上で、歳入を終わります。

８ページへお戻りください。

第２表で地方債７件をお願いいたしました。

３ページへお戻りください。

第３条において、一時借入金借入れの最高額は１５億円と定めるものでございます。

以上で、令和８年度足寄町一般会計予算の説明を終わります。

次に、特別会計について御説明申し上げます。

別冊の特別会計予算書の５ページをお願いいたします。

議案第２８号令和８年度足寄町国民健康保険事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ７億８，８１７万３，０００円と定めるものでございます。

２０ページをお願いいたします。

歳出につきましては、３１ページまでになりますが、２４ページの保険給付費４億８，９７１万４，０００円、２６ページの国民健康保険事業費納付金２億４，７５２万１，０００円などを計上いたしました。

１４ページへお戻りください。

歳入につきましては、１９ページまでになりますが、国民健康保険税２億１，１０３万９，０００円、道支出金５億２，０２７万８，０００円などを計上いたしました。

次に、３９ページをお願いいたします。

議案第２９号令和８年度足寄町簡易水道特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ６，３１１万８，０００円と定めるものでございます。

５０ページをお願いいたします。

歳出につきましては、５５ページまでになりますが、職員給与などの人件費のほか施設管理経費などを計上いたしました。

４８ページへお戻りください。

歳入につきましては、事業収入、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、６９ページをお願いいたします。

議案第３０号令和８年度足寄町介護保険特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ８億８，０１６万９，０００円と定めるものでございます。

８４ページをお願いいたします。

歳出につきましては、１０１ページまでになりますが、総務費、保険給付費、地域支援事業費などを計上いたしました。

７８ページへお戻りください。

歳入につきましては、８３ページまでになりますが、介護保険料、国庫支出金、支払基金交付金、道支出金、一般会計繰入金などを計上いたしました。

１０９ページをお願いいたします。

議案第３１号令和８年度足寄町介護サービス事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ４億４，７３０万２，０００円と定めるものでございます。

１２４ページをお願いいたします。

歳出につきましては、１３３ページまでになりますが、職員給与などの人件費や施設の管理運営費、長期債利子などを計上いたしました。

118ページへお戻りください。

歳入につきましては、123ページまでになりますが、介護サービス給付費収入、一般会計繰入金などを計上いたしました。

147ページをお願いいたします。

議案第32号令和8年度足寄町後期高齢者医療特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1億7,397万9,000円と定めるものでございます。

160ページをお願いいたします。

歳出につきましては、163ページまでになりますが、後期高齢者医療広域連合納付金などを計上いたしました。

156ページへお戻りください。

歳入につきましては、159ページまでになりますが、後期高齢者医療保険料、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、167ページをお願いいたします。

議案第33号令和8年度足寄町資源ごみ処理等事業特別会計予算について、御説明申し上げます。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9,403万6,000円と定めるものでございます。

178ページをお願いいたします。

歳出につきましては、183ページまでになりますが、職員給与などの人件費のほか、施設の管理運営費などを計上いたしました。

176ページへお戻りください。

歳入につきましては、施設管理負担金、一般会計繰入金などを計上いたしました。

次に、企業会計について御説明申し上げます。

別冊の上水道事業会計予算書の2ページをお願いいたします。

議案第34号令和8年度足寄町上水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において1億6,635万8,000円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用などがございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は企業債、工事負担金、国庫補助金、支出は建設改良費、企業債償還金でございます。

3ページをお願いいたします。

第5条において、企業債1件をお願いいたしました。

第6条において、一時借入金の限度額は2,000万円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略させていただきます。

別冊の下水道事業会計予算書の2ページをお願いいたします。

議案第35号令和8年度足寄町下水道事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第2条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第3条において3億6,596万7,000円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は下水道使用料、他会計負担金、長期前受金戻入、支出は人件費及び管理費用などがございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第4条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は他会計出資金、受益者負担金など、支出は建設改良費、企業債償還金でございます。

す。

3 ページをお願いいたします。

第 5 条において、債務負担行為 2 件をお願いいたしました。

第 6 条において、一時借入金の限度額は 2,000 万円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略させていただきます。

次に、別冊の国民健康保険病院事業会計予算書の 2 ページをお願いいたします。

議案第 36 号令和 8 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算について、御説明申し上げます。

業務の予定量につきましては、第 2 条に記載のとおりでございます。

収益的収入及び支出の予定額につきましては、第 3 条において、13 億 4,734 万 8,000 円と定めるものでございます。

収入及び支出の内容につきましては、経常的収入と人件費及び管理費用などでございます。

資本的収入及び支出の予定額につきましては、第 4 条に記載のとおりでございます。

収入及び支出の内容につきましては、収入は企業債、一般会計出資金など、支出は医療機器購入などの建設改良費、企業債償還金でございます。

3 ページをお願いいたします。

第 5 条において、企業債 2 件をお願いいたしました。

第 6 条において、一時借入金の限度額は 1 億円と定めるものでございます。

なお、各科目の予算額等の説明については省略させていただきます。

以上で、議案第 27 号令和 8 年度足寄町一般会計予算から議案第 36 号令和 8 年度足寄町国民健康保険病院事業会計予算まで、一括提案理由の説明とさせていただきます。御審議賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（高橋秀樹君） これをもって、提

案理由の説明を終わります。

お諮りします。

本件については、議長を除く 12 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の休憩中に審査することにしたいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本件については、議長を除く 12 人の委員で構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託し会期中の休憩中に審査することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩中に特別委員会を開いて、正副委員長の互選をお願いいたします。

午後 2 時 57 分 休憩

午後 3 時 02 分 再開

○議長（高橋秀樹君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

◎ 諸般の報告

○議長（高橋秀樹君） 諸般の報告を行います。

予算審査特別委員会の正副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元に参りましたので報告いたします。

委員長に多治見亮一君、副委員長に川上修一君、以上のとおりです。

◎ 散会の議決

○議長（高橋秀樹君） お諮りします。

本日は、これで散会したいと思います。

これに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋秀樹君） 異議なしと認めます。

よって、本日はこれで散会することに決定いたしました。

◎ 散会宣告

○議長（高橋秀樹君） 本日はこれで散会
します。

次回の会議は、３月１７日午前１０時よ
り開会します。

大変御苦労さまでございます。

午後 ３時０３分 散会